

浮雲流水與時新。隱見有遺究亦樂。放曠丘壑百年身。歸來高臥北窗下。清風吹面義皇人。先生高義夙所慕。畫圖今喜始得真。古來佳手未曾如。只數四明呂廷振。

右一篇中西玄喜所題。號杏塢。于時享保十四年丁酉冬十一月。年纔成童云。

一、山翠閣等の儀室鳩巢來狀

西十二月二十三日御手書之

御新宅出來、殊に風景勝候旨繪圖迄成被遣、忝致一覽候。

さながら見申様に御座候。か様の景色、居屋敷には珍敷儀と存候。翠微閣は宜敷名に候得共、如仰となへあしく如何に候。外に叶申名存當不申候。先づ山翠閣に被成被置、御尤に存候。其内宜しき名存出候は、可申進候。劣甥詩並に和韻共に被遣見申候。山翠閣記も一覽仕候。大方よろしく存候。とくと見候て來春可申進候。手痛にからめられ、詩文等見申儀も疎懶に罷成申候。頃日も細井次郎太夫より、丹波篠山龍藏寺八景の詩頼み越候。篠山城主松平紀伊守殿より頼被申、次郎太夫働にも罷成候間、何とぞと申越候。峻拒難仕調遣候。惡筆の上手痛、筆廻り不申致難儀候。藤澤琵琶記、此度愚見の通り、劣甥迄申遣候間、御覽可被成

候。

御在京の時分或書生申候由、神主の座蓋常に御設不申、正寝へ移し申時分横より出し、主迄は難移候に付、座蓋を用候由文献通考に出申由。文献通考は覺不申候。拙子所持の通考は、先年焼申候。只今當地にも通考所持の者稀に候。先頃も榊原殿より座蓋の儀、尋に參申候て申遣候。家禮本注の趣に候へば座蓋は無之候。啓横出主と有之、座蓋のさは無之候。此度神主を求め榊原家へ遣候にも、神主と横ばかりもとめ遣申候。座蓋は司馬溫公など被申出儀と被存候。書儀に有之哉、書儀終に見不申候。正寝へ移し申す時分も、横共に出し列し申す時分、啓横出主申す由に候へば、座蓋は入不申候。祭祀の時分、亞献・終献・庶羞共に改申す事は覺不申候。左様に御座候ては、殊の外煩雜に罷成候。惣べて丘氏が儀節は、文公の本注と相違の事共有之候。委細なる様に候得共、却りて本注にてよく聞え申儀共有之候。

小寺市郎右衛門殿・稻垣與三右衛門殿・佐々木兵庫殿より、寒氣御見舞に御狀被下候へども、手難叶此紙面の通りやう

く調申故、何れも賤息忠三郎に爲調、御返事申入候。御

會談の時分、右の趣被仰可被下候。私手足共に寒氣故痛甚敷く、大方は廢人同事に罷成申候。手は兩手共に五指痛み屈伸難成、其上すきと力無之、手衝き申事も罷成、足は踏立申儀難成、立申事殊の外大儀に御座候。他人の扶け無之候へば起居も罷成、帶など仕る事も自身には罷成候。中風の代りに此病を得候かと存候。只氣配はさして替儀無之、食も相應にはよく被下候。急には死申間敷と存候。兎角來春可申上候。以上。

十二月二十三日

室 新助

一、天裂考

己酉十二月二十八日夜、西北より東北まで横に紅氣現はる。其色常の火色には非ず。焦れ色にして初更には薄く、半夜には濃く、五更に及で漸く減す。翌夜西北の方、天鳴二三度あつて雷聲の微なるが如し。金澤よりは能州に當るが故に、能州に大火ありと想ふ。然れども東北の隅甚長く、且紅色の中に星耀けるが故に火災に非ざることを知りぬ。正月三日の曉、天雷一聲す。是も雷に非ず、光物と云。星

變なるべし。四日に能州の百姓を算用場へ召して之を問ふ。

答曰。口郡より望み見るに奥郡の火事と見たり、因りて奥郡の人に問へば答へて曰。猶海を隔て北に當りて見たりと云。水見海邊の老人云。海火事と呼んで古來も有りたること云。猶他國よりの見分、重て可記。有澤總藏勘文如左。

是歲立春、十二月十八日にして二十八日は立春第三候、魚上氷の時也。發生之氣、餘寒に迫て鬱積する所、天上の燥氣吸之者也。凡陰陽之偏激するもの、嚴にして水火其象をなす時は、雷電となる。是雷は土氣を挟む、故に象を成也。陰陽相尅する其氣盛大にして不成象時は、夜間に紅白の光を現す。是不帶土氣之故也。翌夜天鳴する者は、陰陽の氣猶不和之所致也。雷電に比すれば其災重く、彗孛に比すれば其災輕し。古書に或は天開門、或は天裂と稱する是也。

漢書天文志曰。地動陰有餘。天裂陽不足。皆下盛強將害上之變也。晉書天文志曰。天裂見人。兵起國亡之兆。

漢惠帝二年。天開東北。廣十丈。長二十餘丈。其後有呂氏之